

みんなの暮らしを便利にする マイナンバーのお知らせ



1 マイナンバー通知カードは

11月中旬～下旬に各世帯に届きます

1 送付時期は11月中旬～下旬です

本紙10月1日号で、通知カードを10月14日以降に順次送付するお知らせでしたが、当市の送付時期が11月中旬～下旬になりました。

2 郵便局の簡易書留で郵送します

国が通知カードの送付を委託した「地方公共団体情報システム機構」が、郵便局の簡易書留郵便で郵送します。配布期間中、管内の郵便局は日曜日も配達を行います。封書には、世帯全員分の通知カードが入っています。

3 受け取りには、署名か印鑑が必要です

簡易書留は、世帯の人に直接渡すことになっています。受け取る場合、受領印または署名が必要です。不在の場合は「簡易書留（不在連絡票）」を投函します。

4 不在だった場合、指定郵便局で原則1週間保管します

不在だった場合、指定郵便局で原則1週間保管します。左記のいずれかの方法で受け取ってください。

- ① 指定された郵便局で受け取る
同じ住所の世帯員であれば、指定された郵便局で受け取れます。身分証明書（運転免許証、保険証等）を、必ず持参してください。同じ住所の世帯員ではない人が受け取る場合、その世帯の人の委任状が必要です。委任状は、任意の様式です。受け取る際には、事前に郵便局に連絡してください。受け渡しが、スムーズになります。
- ② 電話で再配達を依頼する

「簡易書留（不在連絡票）」の案内に従って、指定された郵便局に電話してください。再配達は、午後9時までの時間帯で指定できます。

5 通知カードの送付作業は、11月中旬に完了する予定です

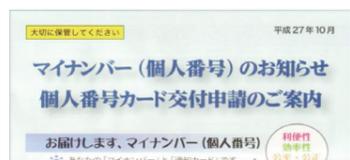
通知カードの送付作業は、11月中旬に完了する予定です。12月になっても、通知カードが届かない場合は、本庁市民課☎内8313に連絡してください。

2 通知カードの封書には

次の書類等が入っています

重要な書類です。大切に保管してください。マイナンバーカードは通知カードとは別のものです。個人番号交付申請書を返信すると届きます。

☑ パンフレット



説明に目を通してください

☑ 宛名台紙



宛名が記載されています

☑ 返信用封筒



個人番号交付申請書の送付用です

☑ 通知カードと個人番号交付申請書



世帯全員分が入っています

3 28年1月以降、各種手続きで

通知カードの提示が必要になります

通知カードの有効期限はありません。28年1月以降、市役所の各種手続きなどで提示が必要になります。大切に保管してください。

4 各種電子証明書について

1 確定申告などの電子申請に使用する「署名用電子証明書」

「署名用電子証明書」は、インターネットで電子文書を送信する場合に、文書が改ざんされていないか確認する仕組みです。インターネットによる確定申告などの申請で利用します。利用する場合は、マイナンバーカードを受け取る際に暗証番号の設定が必要です。15歳未満の人には発行できません。

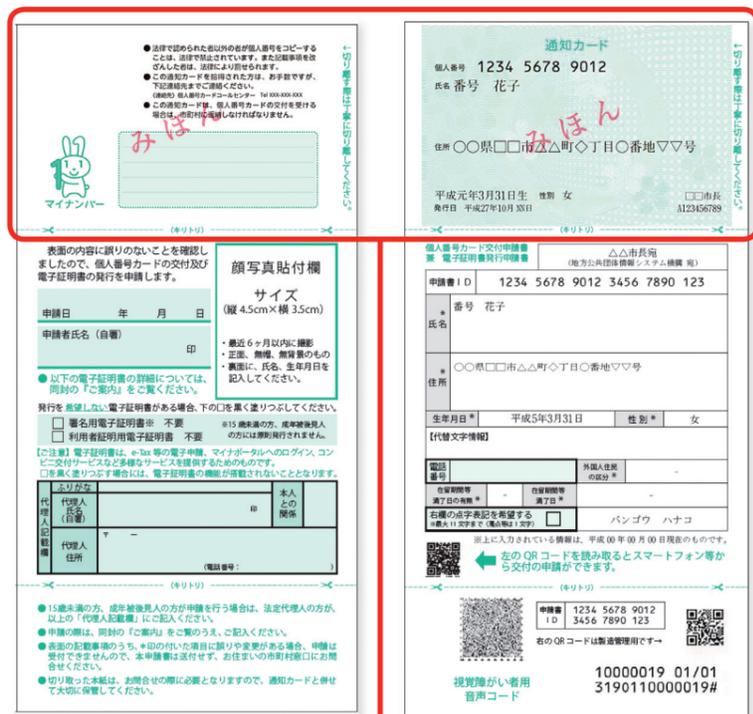
2 インターネットなどで本人証明をする「利用者証明書用電子証明書」

「利用者証明書用電子証明書」は、インターネットを閲覧する際に、利用者本人であることを証明する仕組みです。「マイナンバー」のログインなどで、本人であることの認証に使用できます。本市では、28年6月からコンビニで住民票の写しなどを取得できるようにする予定です。利用には、同証明書が必要で、マイナンバーカードを受け取る際に暗証番号の設定も必要です。

5 マイナンバーに関する情報を確認できる「マイナポータル」

「マイナポータル」は、マイナンバーが付いた自分の情報に関する行政機関の操作履歴②自分のマイナンバーに関する情報の確認③行政機関からの大切なお知らせ④などを、パソコンで確認できる仕組みで、29年1月から運用予定です。確定申告等を行う際に必要な各種社会保険料の支払金額などの情報を確認できるようになります。また、引越などに伴う民間と行政にまたがる手続きを一度で済ませたり、納税などの決済を現金ではなく電子的に行ったりするサービスも検討しています。

「マイナポータル」を利用する際は、情報の取り扱いに注意が必要です。なりすましなどを防止するため、マイナンバーカードの電子情報と暗証番号を組み合わせた「公的個人認証」を採用し、本人確認にマイナンバーを用いない仕組みを検討しています。



【うら面】 【おもて面】
「通知カード」です。切り取って大切に保管してください。

問い合わせ

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）
☎0570・200・0178

平日9時30分～17時30分
⑤⑥⑦と年末年始を除く
*通話料がかかります